

入退会手続・会費規定

(総則)

第 1 条 この規定は、社団法人エレクトロニクス実装学会定款（以下定款という）第 43 条に定めるものに従い、入退会手続・会費について規定するものである。

(入会手続)

第 2 条 入会を希望する者は、本会所定の申込用紙に必要事項を記入し、学会に提出するものとする。

2 入会は理事会の承認を得る。

(入会申込書記載事項の変更)

第 3 条 会員は前条に定める入会申込書の記載事項に変更を生じた場合、速やかにその旨を本学会事務局に通知しなければならない。

(入会金)

第 4 条 入会する者は、次の入会金を納めなければならない。

正 会 員 2,000 円

賛助会員 10,000 円

学生会員 免 除

但し、正会員の入会金は、会員の推薦者がある場合、免除される。

(会費)

第 5 条 会員は、次の会費を納めなければならない。

正 会 員 年額 10,000 円

賛助会員 年額 80,000 円（1 口）

学生会員 年額 2,000 円

2 年度は、4 月から翌年の 3 月末までとする。

3 会費は、毎年 4 月末までに次年度会費 1 ヶ年分を前納するものとする。

4 10 月から 3 月末までの入会者については、半額とする。

5 前項の会費は、それぞれ入会時に納入するものとする。

(会費の滞納)

第 6 条 会費を納入せず、督促後なお、会費を 1 年以上納入しない場合は、会員の資格を失う。

(退会手続)

第 7 条 退会を希望する者は、本会所定の退会届に必要事項を記入し、学会に提出するものとする。

付 則

1.この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。